

遺伝資源に関わる生物多様性条約および名古屋議定書に関する岡山大学ポリシー

平成30年 4月 1日制定

1. 目的

「国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する」ことは、SDGsの目標15の一つのターゲットであり、SDGsへの貢献を行動指針とする岡山大学（以下「本学」という。）として研究・教育・社会貢献等の活動を行うにあたり、海外との間で遺伝資源を取得又は譲渡する際に、常に意識しなければならない課題である。この課題への対応についての基本的な考え方を示すため、本ポリシーを制定する。

2. 用語の定義

- (1) 「生物多様性条約」とは「生物の多様性に関する条約」をいう。
- (2) 「名古屋議定書」とは遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分等を規定する「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」をいう。
- (3) 「カルタヘナ議定書」とは遺伝子組換え生物等による生物の多様性の保全等に及ぼす影響の防止等の措置を規定する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」をいう。
- (4) 「名古屋－クアラルンプール補足議定書」とは改編された生物の国境を超える移動により生ずる損害への対応等を規定する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任と救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書」をいう。
- (5) 「ABS」とは遺伝資源の利用から生じた利益の公正で衡平な配分 (Access to genetic resources and Benefit Sharing) を言い、「ABS 指針」とは「遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」をいう。
- (6) 「遺伝資源」とは遺伝子を有する動物・植物・微生物その他に由来する素材で、現実の又は潜在的な価値のあるものをいう。

3. 国際条約並びに我が国及び提供国の国内法の遵守

本学役職員が海外との間で遺伝資源を取得又は譲渡する際には、ABS 指針を遵守すると共に、生物多様性条約、名古屋議定書、カルタヘナ議定書、名古屋－クアラルンプール補足議定書等（以下、「生物多様性条約等」という。）の精神を遵守するものとする。

海外において遺伝資源を採取・取得して国内に持ち込む場合には、当該国の国内法を遵守し、当該国の事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC ;PIC) が必要になることがある。

4. 適用の範囲

このポリシーは次に掲げる遺伝資源及び遺伝資源の利用については適用しない。ただし、採取・取得する国において、異なる範囲を規定している国内法がある場合には、それに従う。

(1) 遺伝資源

遺伝資源に関する情報（塩基配列情報等。但し、伝統的な知識に該当するものを除く。）、人工合成遺伝子（生物から取り出された断片を含まないものに限る。）、遺伝子を有しない生化学的化合物、ヒト遺伝資源、2017年8月20日以前に海外から取得した遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識

(2) 遺伝資源の利用

遺伝資源の利用を目的とせずに購入した一般流通品

5. 取得遺伝資源の登録

(1) 登録の手続き等

本学役職員は、2017年8月20日以降に、海外から取得した遺伝資源については、必要事項を添えて、6ヶ月以内に学内委員会に登録する。また、それを利用した論文発表、知財出願、企業との共同研究、第三者への譲渡等が発生した場合には、追加情報を登録する。

学生（外国人留学生を含む）や外国人研究者が研究材料として持ち込んだ場合には、受入教員が登録する。

本学は、名古屋議定書に基づき国際遵守証明書（IRCC）が国際クリアリングハウスに登録された場合には、6ヶ月以内に環境大臣に報告する。

また本学は、環境大臣から、締約国からの申し立てに関する情報及び報告後おおむね5年後になされる遺伝資源の利用に関連する情報の提供が求められた場合には対応する。

なお、違法な取得を行った場合や登録義務があるにもかかわらず、未登録の遺伝資源を用いた研究を実施した場合には、それを用いた知財出願や共同研究を認めず、また、海外とトラブルが発生した場合にも、大学としては対応しない。

(2) 登録に係る運用方針

本ポリシー制定後1年間は、全ての遺伝資源の取得に関して、登録を実施する。

次年度以降、状況を踏まえ、生息域外コレクションからの入手、研究ツールの入手、先進国企業等からの対価を払っての購入等について、登録の免除を検討する。

登録は、年2回、所属部局を通じて相談窓口に行う。将来的には、Web上での登録ができるよう検討する。

登録情報は、研究推進産学官連携機構及び研究交流部、URA室で共有し、知財出願、企業との共同研究の承認等に活用する。

6. 共同研究契約および第三者への譲渡

大学間協定又は JICA・JSPS 等の資金による国際共同研究を実施する場合には、ABS に関する条項を加えるものとする。また、国際共同研究に従って、遺伝資源を取得する場合には、必要に応じて有体物の移転契約 (Material Transfer Agreement :MTA) を交わすものとする。既に ABS 条項のない契約を締結している場合には、速やかに ABS 条項を加えるように努めるものとする。

また、持ち込んだ遺伝資源を用いて、国内研究者との共同研究を行う場合には、ABS 指針等に則り、第三者への譲渡を行わない等の条項を含む MTA を交わすものとする。共同研究を伴わない譲渡に関しても、同様の MTA を交わすものとする。

これらの場合の ABS に関する条項とは、遺伝資源の入手にあたり、相手国の法令に従い、アクセス許可や持ち出し許可を取得すること、取得にあたり提供国側が対応すべきこと、相手国研究機関等との間の利益配分に関することとする。

7. 遺伝子組換え生物の国境を超える輸送に関する手続き

生きている遺伝子組換え生物の国境を越える輸送については、カルタヘナ議定書及び名古屋－クアラルンプール補足議定書に則り、事前に相手国の同意を取得するものとする。

8. 学内委員会、相談窓口等

(1) 学内委員会

生物多様性条約等への対応をマネジメントするため、学内委員会として別に定める ABS 指針対策委員会 (以下、「本委員会」という。) を設置する。

(2) 相談窓口

本学役職員からの相談窓口を設置する。相談窓口担当者は、本委員会メンバーとの協議の上、相手国国内法の有無、共同研究契約条項、利益配分条項、PIC の取得や国際遵守証明書掲載者の環境省への報告等について指導・助言する。

(3) 事務組織

本委員会及び相談窓口に係る事務手続きは、当分の間、研究交流部産学連携推進課が行う。